

マイナンバーカードを作りますか？

▶問い合わせ先 住民課 住民環境室

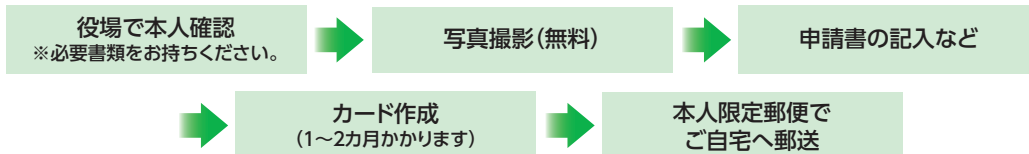
☎26-2244(直通)

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

マイナンバーカードの申請方法

次の①②のいずれかの方法で申請してください。いずれの方法でも、一度は役場での本人確認が必要です。なお、初めてマイナンバーカードを作る場合は無料ですが、再発行の場合は有料です。

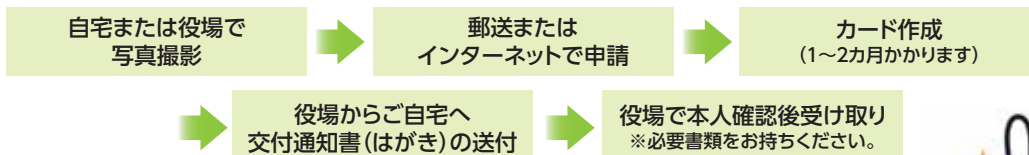
①申請するときに役場へ行き、後日自宅にカードが郵送される方法



❗ 必要書類

- ・通知カード (お持ちの人のみ、紛失の場合は紛失届などが必要です。)
 - ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書 (お持ちの人のみ)
 - ・住民基本台帳カード (お持ちの人のみ)
 - ・本人確認書類(下表のAから1点かつBから1点、またはAから2点)
 - ・顔写真(役場で撮影できます。)
- ※15歳未満の場合や成年被後見人の場合は別途必要な書類があります。お問い合わせください。

②郵送またはインターネットで申請し、カードを受け取るときに役場へ行く方法



❗ 必要書類

- ・通知カード (お持ちの人のみ、紛失の場合は紛失届などが必要です。)
- ・交付通知書 (はがき)
- ・住民基本台帳カード (お持ちの人のみ)
- ・本人確認書類(下表のAから1点またはBから2点)



本人確認書類について

A	運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書または仮滞在許可書、住民基本台帳カード(写真付き)
B	健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証、生活保護受給者証など

写真撮影サービス実施中

※マイナンバーカードの作成が目的の場合に限ります。

気軽にマイナンバーカードの申請ができるよう、役場住民環境室(③番窓口)で写真を撮影しています。**費用は無料です。**

マイナンバーカード交付申請書の再々送付について

マイナンバーカードをまだお持ちでない人を対象に、7月下旬~9月上旬に、オンライン申請用二次元バーコード付き交付申請書が順次送付されています。この申請書は、国と地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送付されます。この機会に、是非マイナンバーカードを申請してください。



▲再々送付についてはこちら

証明書発行延長サービス(毎月第1・3月曜日、19:30まで)

住民環境室の一部窓口業務を時間外延長しています。

※月曜日が祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日に実施

▶業務内容

マイナンバーカードの交付・戸籍・除籍謄抄本・その他戸籍証明書・住民票謄抄本・印鑑証明書・印鑑登録証交付・身分証明書などの諸証明書

▶必要なもの

- 本人確認書類(運転免許証など)
- 印鑑登録証(印鑑登録証明書の交付の場合)

※マイナンバーカードの交付に必要な書類については、お問い合わせください。



マイナンバーカードでは、こんなことができます!!

●いろいろな場面で、これ1枚

- ・マイナンバーカードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載されており、公的な身分証明書として広く利用できます。
※運転免許証を返納した人も、マイナンバーカードが身分証明書として利用できます。
- ・年金や税の手続きでマイナンバーを求められた時、マイナンバーカードがあれば、本人確認およびマイナンバー確認ができます。
- ・福祉などの手続きで住民票などの添付書類が不要になります。
- ・町図書館ではマイナンバーカードで資料の貸出ができます。
※初回は登録が必要になりますので、希望する人は図書館までお問い合わせください。
(☎図書館(文化センター内) ☎54-6767)

●コンビニエンスストアなどで住民票の写しなどの各種証明書が取得できます

住民票の写しと、印鑑登録証明書、各種税証明書が、全国のコンビニエンスストアなどで取得できます。
毎日6:30~23:00に利用できます。(年末年始(12月29日~1月3日)およびメンテナンス日を除く)
交付手数料は1通250円で、窓口交付より50円お得です。



証明書の種類	取得できる証明書の内容
住民票の写し	カード利用者ご本人および同一世帯の人のもの ※個人番号や住民票コード記載のものや、転出者や死亡者などのもの(除票)、住所履歴の記載のあるものは不可。
印鑑登録証明書	カード利用者本人のもの
各種税証明(所得証明、所得課税証明書、非課税証明書)	現年度の証明のみ。前年の1月から12月までの所得内容。 ※証明する年度の1月1日に、町に住民票のある人

●マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

医療機関や薬局では、受付窓口でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすと医療保険の資格確認ができるようになりました。(順次必要な機器が導入されています。)

- ※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。 ※これまでの健康保険証も従来通り使用できます。
- ※各健康保険への加入・離脱の届出は引き続き必要です。

利用方法 マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前登録または、医療機関・薬局の窓口を設置されたカードリーダーでの登録が必要です。

登録に必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書暗証番号(カード交付時に設定した数字4桁のパスワード)
- ・マイナンバー読み取り対応のスマートフォンまたはパソコン+ICカードリーダー(マイナポータルでの登録時のみ)



▲マイナポータルについてはこちら

問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2244 (直通)

●マイナポイント 第2弾が始まっています

①マイナンバーカードを取得した人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人(マイナンバーカードをこれから取得される人も含む)
→最大5,000円相当のポイント

②マイナンバーカードを健康保険証として利用する申し込みを行った人(既に利用申し込みを行った人も含む)
→7,500円相当のポイント

③公金受取口座の登録を行った人(既に登録を行った人も含む)
→7,500円相当のポイント

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限 : ~令和4年9月末

マイナポイントの申込期限 : ~令和5年2月末

※①について、2021年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ人で、まだ20,000円のチャージや買い物をしていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない場合)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。また、申請期限などは変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

●役場でもマイナポイントの予約・申し込みの支援を行っています。

場 所 役場庁舎 総務課カウンター前特設ブース
受付時間 役場開庁時間(☎~☎、8:30~17:15)



▲マイナポイント事業についてはこちら

問い合わせ先

企画財政課 企画室
☎26-2241 (直通)